

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 8 年 7 月

※本資料は第 70 回審査会（令和 8 年 2 月 18 日）以降、現時点までに、文部科学省に寄せられた要望（他省庁への要望も含む）のうち、賠償に係る主な項目の概要をまとめたものである。

1. 被害者への賠償に係る対応

- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、被害者が請求の機会を失うことがないように、賠償請求未了者の現況把握、追加賠償の丁寧な周知、個別訪問等による手続案内や請求支援を東京電力に行わせるとともに、被害者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底するよう指導すること。また、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針では示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象とし、迅速に賠償を行わせること。さらに、原子力損害賠償紛争審査会においては、現地視察や関係市町村等からの意見聴取、後続訴訟における確定判決の調査・分析等を通して当県の現状をしっかりと把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。（福島県）
- 営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に真摯かつ丁寧に対応することはもとより、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害の実態に見合った賠償を行わせること。（福島県）
- 地域の実情や関係団体からの意見聴取を踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会に対して、適時適切な指針の見直しを求めるとともに、東京電力ホールディングス株式会社に対して、被害者視点に寄り添った対応を行わせること。（会津総合開発協議会）

2. 地方公共団体に係る賠償

- 地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続きの簡略化に取り組みながら、迅速かつ確実に賠償を行わせること。特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公

平な賠償を行わせること。また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。(福島県)

3. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

○ALPS 処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。(福島県)

4. 法制度に係る対応

○東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。(福島県)